

第3期宮崎県歯科保健推進計画(素案)の概要

第1章 計画改定にあたって

1 計画改定の趣旨

県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を改定する。

2 計画の位置づけ

「歯科口腔保健の推進に関する法律」(第13条)及び「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」(第8条)に基づき策定している。

3 計画の期間と評価

令和6年度から令和11年度までの6年間

4 計画の目標と基本的な方針

目標

全ての県民が生涯にわたり健康で質の高い生活を営むことのできる歯科口腔保健の実現

基本的な方針

- ・ライフステージに応じた歯科保健対策の推進
- ・支援が必要な方への歯科保健医療の推進
- ・歯科保健医療提供体制の充実

上記目標を実現することで、県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に寄与する。

(評価困難(E)について)

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、計画策定時と調査方法が異なる部分があることから、6指標で「評価困難(E)」となっている。

※ 参考値により評価ができる場合は、それをを用いて評価(参考評価)を行った。

○60歳で24本、80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合が増加した。(参考評価)

第3章 分野別施策

1 ライフステージに応じた歯科保健対策の推進

乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期のライフステージごとの歯科保健対策の推進、フッ化物の応用、かかりつけ歯科医での定期歯科健診の推進、口腔機能の獲得・維持・向上を図る。

(1) 乳幼児期

フッ化物応用や歯磨きなどの適切な予防措置が図られるよう、保護者への働きかけ及び市町村での取組を推進する。

指標項目	現状値	目標値
3歳児の一人平均むし歯数を減らす	0.54本	0.3本
3歳児で4本以上のむし歯のある歯を有する者の割合を減らす	5.3%	2%
時間を決めておやつを与えている保護者の割合を増やす(1歳6か月児)	74.1%	80%
フッ化物洗口に取り組む保育所・幼稚園等の割合を増やす	51.5%	70%

(2) 学齢期

フッ化物を応用したむし歯予防対策に加え、歯と口の健康を守るための生活習慣の形成、歯周疾患の予防対策を推進する。

指標項目	現状値	目標値
12歳児の一人平均むし歯数を減らす(永久歯)	0.76本	0.6本
12歳でむし歯のない者の割合が90%以上の市町村数を増やす(乳歯及び永久歯)	0市町村	6市町村
年1回以上、歯科専門職による歯科保健指導を実施している小学校の割合を増やす	18.0%	70%
フッ化物洗口に取り組む小学校・中学校の割合を増やす	小学校 77.7% 中学校 51.1%	90% 70%

(3) 成人期(妊産婦を含む)

進行した歯周炎を持つ者の割合を減らすため、定期歯科健診の受診勧奨や歯・口腔の健康に係る生活習慣に関する正しい知識の普及に取り組む。

妊婦に歯周病があると、早産や低出生体重児となるリスクが高まることから、妊娠期の歯周病予防対策に取り組む。

指標項目	現状値	目標値
60歳で24本以上の自分の歯を有する人の割合を増やす	64.4%	70%
進行した歯周炎を持つ人の割合を減らす	45~54歳 74.8%	50%
50歳以上における咀嚼良好者の割合を増やす(50~74歳)	77.5%	85%
歯周病が糖尿病と関係があることを知っている者の割合を増やす	43.1%	90%
定期的に歯科健診に行っている者の割合を増やす(過去1年間に歯科健診を受診した者の割合を増やす)	51.1%	65%
妊産婦の歯科健診を行っている市町村の割合を増やす	46.2%	100%
法令で定められている歯科健診を除く歯科健診を実施している市町村の割合	53.8%	100%

(4) 高齢期

歯の喪失予防に加え、オーラルフレイル予防の啓発、誤嚥性肺炎の予防のため、口腔の清掃及び摂食・嚥下訓練等の口腔ケアを推進する。

指標項目	現状値	目標値
80歳で20本以上の自分の歯を有する人の割合を増やす	42.2%	60%
介護予防・日常生活支援総合事業(口腔ケア、口腔機能向上)に取り組む市町村の割合を増やす	42.3%	100%

2 支援が必要な方への歯科保健医療の推進

定期的な歯科健診または歯科医療を受けることが困難な障がい児者、要介護者に対して、在宅等における歯科診療等の提供など支援が必要な方への歯科保健医療を推進する。

指標項目	現状値	目標値
障がい児の一人平均むし歯数(永久歯)を減らす	12歳 0.4本	0.3本
障がい児者協力歯科医師の人数を増やす	87人	100人
定期的な歯科健診を実施している障がい者支援施設及び障がい児入所施設の割合を増やす	70.4%	90%
定期的な歯科健診を実施している高齢者福祉施設の割合を増やす	35.1%	70%
定期的に歯科医師、歯科衛生士による口腔ケアに関する研修会を実施している高齢者福祉施設の割合を増やす	49.2%	70%
在宅歯科診療を行っている歯科医療機関の割合を増やす	27.3%	40%

第2章 前計画の指標項目と達成度評価

1 達成度評価

評価	改善		変わらない	悪化	評価困難	合計
	目標値に達した	目標値に達していないが改善				
	A	B	C	D	E	
項目数	8 (22.2%)	12 (33.3%)	7 (19.4%)	3 (8.3%)	6 (16.7%)	36 (100%)

○「A目標値に達した」及び「B目標値に達していないが改善」の改善した評価項目が20項目あった。

○学齢期の「12歳児(中学校)の一人平均むし歯数の減少」や「小学校・中学校のフッ化物洗口の実施設数の増加」など、学齢期に「A」の評価が多くみられた。

○学齢期の「年1回以上歯科専門職(歯科医師又は歯科衛生士)による歯科保健指導を実施している小学校の割合」は減少し、「D」の評価となった。

○障がい児の一人平均むし歯数が半減し、「A」の評価となった。

第4章 歯科保健医療提供体制の充実

医科歯科連携の推進、災害時の歯科保健医療体制の整備、歯科口腔保健を担う人材の確保など歯科保健医療提供体制の充実を図る。

1 医科歯科連携を推進するために必要な体制の整備
糖尿病の生活習慣病を有する者やがん患者等に対する口腔ケアなど医科歯科連携を推進する。

2 災害時の歯科保健医療体制の整備
被災者の誤嚥性肺炎等を予防するため、平時からオーラルフレイル予防を含めた歯・口腔の健康保持の重要性について、県民への啓発や関係者向け研修等を行う。

3 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成
歯科衛生士、歯科技工士など歯科口腔保健を担う

第5章 計画の推進体制

1 総合的な歯科保健対策の推進

県に宮崎県口腔保健支援センターを設置し、市町村や歯科医師会等の関係団体、学校、職域その他の関係者と連携し、円滑な歯科保健対策の推進を目指す。

2 調査の実施及び活用等

歯科口腔保健を推進するための目標・計画を適切に評価するため、調査等を行うなど、県民の歯・口腔の健康づくりの推進を図る。また、県民等に対し、歯科口腔保健の推進に活用できるよう情報提供を図る。

3 県民への情報提供

歯科保健に関する情報を提供し、県民の歯科保健意識の向上と正しい歯科保健知識の普及啓発を図り、丁寧な歯磨きやかかりつけ歯科医での定期的な歯科健診の受診等、県民が適切な歯科保健行動がとれるよう働きかける。

